



しもつま農業委員会だより

第31号

令和3年9月10日発行

発 行：下妻市農業委員会
発行責任者：会長 中山 基
編 集：農業委員会だより編集委員会
〒304-8555 下妻市鬼怒230
☎ 0296-45-8991（直通）



こだますいか(ひとりじめBONBON)の収穫

主な内容

- 会長あいさつ、農地利用状況調査の実施……………2
- 農地の貸し借りマッチング制度、人・農地プランの実行に向けて…3
- 空き家に付随した農地の取得等に係る下限面積要件緩和について…4
- 農地の埋立・盛土をした際は事前相談を……………4
- 輝く農家さん紹介、農業委員・農地利用最適化推進委員一覧……5
- 農業者年金・全国農業新聞について……………6



中 山 基

日頃より、本市農業委員会の業務運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

長引くコロナ禍により、農業においても大きな影響を受け、一刻も早く回復が望まれるところです。また、一部の生産国では、移動制限や物流混乱の余波を受け、国内供給を優先し食料輸出を制限する動きが出るなど、食料自給率が低い日本にとっては、改めて食料の安定供給とともに、日本農業全体の生産力を強化して自給率を高めることが大事であると感じました。

このようなかで、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員も役割を再認識して、「担い手への農地利用集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、農地等の利用の最適化を推進し、地域の農業振興にしっかりと取り組んでいきたいと思います。

また、今後、農業従事者がさらに減少していくと予想される中で、「将来、地域の農業を誰がどのように引き継いでいくのか」という課題については、地域の皆様にも参加していただき、農地の集積・集約化なども含め、地域農業のこれから在り方を一緒に考えていくたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

農地の管理にお困りで、貸付先をお探しの方は、次ページの農地の貸し借りマッチング制度をぜひご活用ください。

荒れてしまつた農地は、周辺の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、ごみの不法投棄や火災発生の原因となるなど生活環境へ悪影響を及ぼしますので、草刈や耕起等による適正な管理をお願いします。

農地パトロール（農地利用状況調査） を実施しました



農地の貸し借りにおいて、相手先をお探しの方へ ～農業委員会のマッチング制度を活用ください～

下妻市農業委員会では、「農地を相続したけれど農業は行わないで、誰かに貸したい」「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに耕作してほしい」など、貸付を希望する農地について、農地を貸したい方と借りたい方をマッチングできる制度を令和3年4月から開始しました。

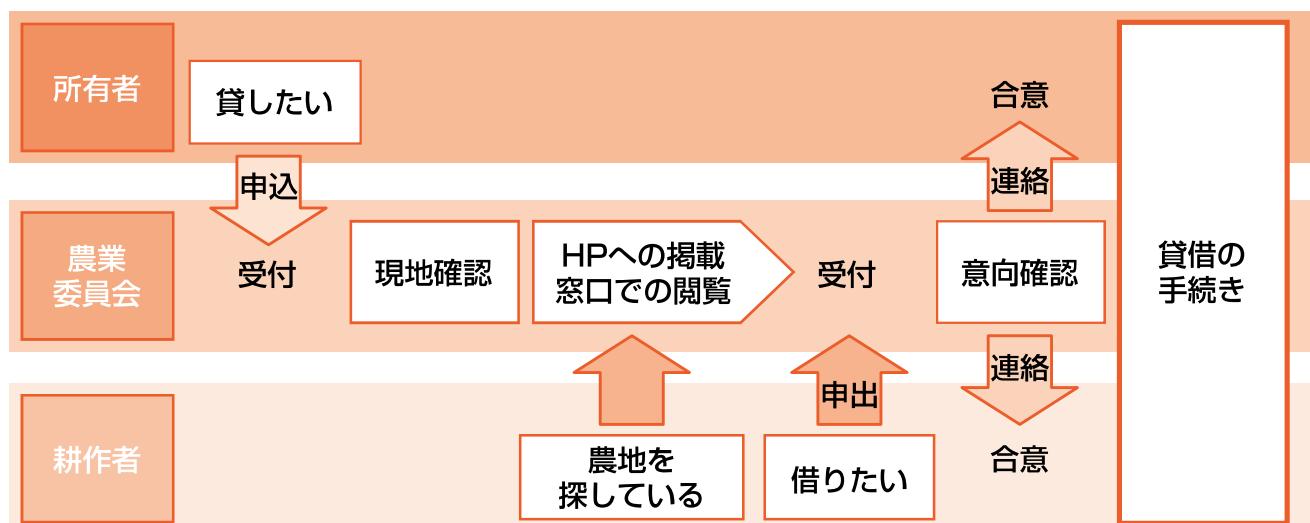
農地を貸したい、借りたい場合は、農業委員会へご相談ください。

貸付希望農地の情報は、農業委員会事務局窓口での閲覧照会のほか、市ホームページに掲載し、利用希望者を募っていきます。



下妻市HP

申し込みから貸し借りまでの流れ



※現地確認の結果、貸付希望の農地として掲載できない場合もあります。

実質化された人・農地プランの実行に向けて

人・農地プランは、農業者の減少、耕作放棄地の増加などの課題にどのように対応していくべきか、地域の話し合いに基づき、地域農業における中心経営体及び将来の在り方を明確化したものです。

昨年は、農地利用意向調査の実施や集落座談会を開催しながら、各地域において人・農地プランの実質化を図りました。

今後は、地域でそれぞれの状況を踏まえ、課題について継続的に話し合っていくことが大切です。また、持続可能な農業生産を行っていくためには、農地の集約化に重点を置いて、農業者の負担軽減を図り、効率的に耕作しやすい環境づくりを進めていく必要があります。プランの実行に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いします。



空き家に付随した農地の取得等に係る 下限面積要件を緩和しました

農地を取得または借り受ける場合は、経営する農地の総面積が50アール（5,000m²）以上になることが必要ですが、下妻市農業委員会では令和3年8月1日より要件を緩和し、下妻市空き家バンクに登録された空き家に付随した農地に限り、一定の条件を満たす場合は「0.1アール（10m²）」から取得等ができるようになりました。

この制度は、移住・定住の促進及び遊休農地の解消を目的としています。

◆主な適用条件

- ・空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一であること
- ・適用する時点で遊休農地又は遊休化するおそれがあること
- ・空き家に居住する方が、5年以上継続して農地を耕作すること



◆主な手続きの流れ

- ①「下妻市空き家バンク」に空き家バンクの登録手続きをする（市企画課）
- ②「空き家に付随した農地指定申請書」により農業委員会に適用申請をする
- ③農業委員会で審査後、適用する場合は告示を行い、緩和された別段の下限面積を適用する
- ④売買・貸借等の契約が整った際は、農地法第3条の申請を行い、許可を受ける

《お問い合わせ先》

- ◇空き家に付随した農地について・・・市農業委員会事務局 TEL：0296-45-8991
◇空き家バンクについて・・・市市長公室企画課 TEL：0296-43-8367



農地の埋立・盛土をする際は、 事前にご相談ください

農地の埋立・盛土を行う場合には、農地改良行為の協議、または農地転用の許可（一時転用）が必要となります。

「農地改良を無料で行う。」「使わない農地を借りたい。」など、甘い言葉を信じると、建設残土や廃棄物等で埋め立てられ農地として利用できなくなる場合があります。隣接地や周辺地域にも被害が及び、将来にわたってトラブルが発生することもありますので、必ず事前に農業委員会事務局にご相談ください。

おおさと つよし
大里 剛史さん（桐ヶ瀬）



就農してみんなに喜ばれる 野菜作りを目指しています

大里さんは、会社勤めをしていた28歳の時、将来を考え「自分で決めて自分でできる仕事」農業に挑戦したいと決断し就農。市内村岡の農家さんで2年間の研修を積み、独立。今年で4年目を迎えます。現在は、メロン、スイカ、レタス、白菜など1ヘクタール以上を一人で栽培し、市内桐ヶ瀬に奥様と二人のお子さんと暮らしています。

「研修先だった農家さんには、独立してからも、栽培のことや気になることや不安なことがあれば、すぐに相談できアドバイスをもらえるので、とても心強くありがたいです。2年間の研修で技術を身に付けさせてもらい、自分の農業の土台づくりができたことは、就農にあたり大きな力になりました。」と感謝する大里さん。「農業は、体がきつい作業も多いけれど、自分で手間をかけた分、収穫の時にその成果が返ってくるので、とてもやりがいのある仕事だと感じています。家族との時間が持てるところも良いところで、子供に野菜のことを教えたり、家で作業する時は、妻や子供たちも手伝ってくれるので助かっています。」と笑顔で話してくれました。

大里さんは、常に作物の変化に気を配って、品質の良い作物を作ることを第一に農業に取り組んでおり、その誠実な人柄が伝わってくる素敵なお方でした。大里さんが丹精込めて栽培した野菜が皆さんのもとへ届くのが楽しみです。

農地等のご相談は、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へ！

担当地区一覧表

(敬称略)

地区名	農業委員		農地利用最適化推進委員	
	氏名	住 所	氏名	住 所
下妻地区	稻川 広美	下妻戊45番地	稻川 裕也	下妻戊43番地
	森 横雄	下妻戊184番地1		
大宝地区	栗原 三郎	下木戸443番地3	宮山 昌之	北大宝333番地
	篠崎 宏之	福田62番地		
	白井 安男	平川戸278番地		
騰波ノ江地区	中山 基	数須160番地	篠崎 隆一	若柳甲353番地
	程塚 裕行	若柳丙343番地1		
上妻地区	栗島 喜好	大木743番地3	小林 俊郎	平方29番地
	齋藤 孝夫	前河原898番地	鶴見 清忠	大木732番地
総上地区	京空 克芳	小島8番地	石島 和美	二本紀789番地
	野村 操	中居指207番地		
豊加美地区	飯岡 勝美	柳原298番地	草間 治	新堀546番地内の1
	木村 一巳	山尻158番地1		
高道祖地区	飯村 昇	高道祖4605番地	笠島 修	高道祖4431番地5
	塙田 好克	高道祖4470番地		
蚕飼・宗道地区	小島 博幸	宗道98番地	齊藤 栄久	本宗道51番地2
	杉田 恒夫	長萱805番地1		
大形地区	柴崎 尚	村岡1064番地	飯島 晴彦	鎌庭60番地1
	中島 喜美夫	皆葉1209番地	羽賀 茂	五箇193番地



詳しくは… 農業者年金基金 [検索](#)
<https://www.nounen.go.jp>

知って得する！農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金
「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です！

一定の要件を満たす方には、
月額最大1万円の保険料補助

加入で大きな節税効果！
保険料は全額社会保険料控除の対象

※農業者年金の加入には、
「国民年金第1号被保険者であること」
「年間60日以上農業に従事していること」
「60才未満であること」
の3つの要件を満たしている必要があります。
※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



全国農業新聞



月4回金曜日発行

月額税込み700円（年8,400円）

お申し込みは下妻市農業委員会へ
(TEL : 0296-45-8991)

全国農業新聞とは・・・？

農業者の代表機関である「農業委員会」
系統組織が発行する、解説に力点を置いた
「週刊の農業総合専門紙」です！

わかりやすく解説
農業・農政

最新情報を逃さない
経営・流通・技術

忙しくてもまとめて読める！

週刊誌

地域版
身近な話題満載

頑張る若手や
女性の元気を応援

◆農地法等の許可申請は余裕をもって

農地法に基づく許可申請の受付締め切りは、毎月10日です。

(10日が休日の場合は、その次の開庁日です。)

申請書、添付書類に不備や不足がありますと、当月分として受付できなくなります。

事前に窓口でご相談の上、余裕をもって申請手続きを行うようにお願いします。